

平成  
25年度

## 手話奉仕員養成講座 (基礎課程)の受講者を募集します

この講座は、聴覚障害、聴覚障害者の生活および関連する福祉制度についての理解と認識を深めるとともに、日本手話の基本文法を学びながら、手話の表現能力、読み取り能力、伝達能力の向上をはかり、聴覚障害者との会話を通して、実践的なコミュニケーションの力を高める学習をします。基礎課程の到達目標は、「相手の手話が理解でき、特定の聴覚障害者とならば手話で日常会話が可能レベル」です。

**対象** (高校生以下は除く)

- ①入門課程を修了している方(他の地域でも可)、手話サークル等で2～3年の活動経験があると望ましい。
- ②全課程を受講できる予定の方(うち3回の講義はすべて出席必須とする)

**期間** 5月9日～12月5日 毎週木曜日開催  
全30回(講義:3回、実技27回)

**時間** 午後7時～午後9時

**会場** 市役所本庁舎3階 大会議室

**受講料** 無料(ただし、テキスト代1,470円と送料をご負担ください)

**申込期限** 4月30日(火)まで

※定員になり次第、締め切ります。

**その他** 佐渡市に手話奉仕員として登録されるには、基礎課程を修了し、試験に合格する必要があります。

**お申し込み・お問い合わせ**

市役所社会福祉課障がい福祉係(本庁舎1階)

☎63-5113

## 協会けんぽに加入のご家族(40歳～74歳)の皆さまへ 25年度の『特定健康診査受診券』 を4月中にお送りします

全国健康保険協会(協会けんぽ)では、協会けんぽ加入のご家族様のうち、40歳から74歳の方を対象に特定健康診査(以下「特定健診」)を実施しています。

対象となる方は、市町村が実施する集団健診会場で受診することができ、基本的な健診のみ場合は、健診費用が無料となります。

25年4月に、お勤めされている被保険者様のご自宅へ、ご家族様の『特定健康診査受診券』(以下「受診券」)をお送りしますので、特定健診を受診の際には必ず「受診券」「保険証」「自己負担金(詳細な健診が必要な場合)」をご持参ください。

なお、退職等により保険証をお使いいただけなくなった場合は、受診券も使用することができませんのでご注意ください。

※25年1月以降、新たに協会けんぽに加入された方、または保険証が変わられたご家族の方は「受診券」の交付申請が必要となります。交付までには1～2週間程度かかりますので、受診される日までに十分な余裕を持って、協会けんぽへ申請していただくようお願いします。

※特定健診は、協会けんぽと契約している健診医療機関でも受診することができます。

**お問い合わせ** 協会けんぽ新潟支部  
保健グループ

☎025-242-0264



(財)自治総合センターは、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的に、宝くじの社会貢献広報事業としてコミュニティ助成事業を実施しています。

栗野江鬼太鼓保存会では、自治宝くじの助成金であるコミュニティ助成事業の助成を受けて、お祭り用具(鬼面、獅子頭、獅子頭毛、獅子装束、獅子装束ズボン、ビデオカメラ一式)を整備しました。

**お問い合わせ**

市役所地域振興課 地域振興係

☎63-4152

